二　独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること。
三　排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること。
四　課徴金の徴収に関すること。

二第一項第五号、前条第一項並びに前項第二号及び第五号の事務を、中部事務所及び九州事務所の第二審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに前項第二号及び第五号、次項並びに第五項の事務を、近畿中国四国事務所の第二審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに前項第二号及び第五号、次項並びに第五項の事務を行うことができる。

一　製造業についての事件の審査に関すること。
二　農業、林業及び水産業についての事件の審査に関すること。

3　地方事務所の第三審査課においては、商業についての事件の審査に関する事務（近畿中国四国事務所の第三審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、中部事務所及び九州事務所の第三審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに第一項第二号及び第五号並びに前項の事務を、近畿中国四国事務所の第三審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに第一項第二号及び第五号、前項並びに第五項の事務を行うことができる。

4　前項に掲げる事務のほか、中部事務所及び九州事務所の第三審査課においては、次項各号に掲げる事務をつかさどる。

5　地方事務所の第四審査課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の第四審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第二号及び第五号、前条第一項並びに第一項第二号及び第五号、第二項並びに第三項の事務を行うことができる。

一　電気・ガス・水道業についての事件の審査に関すること。
二　運輸・通信業についての事件の審査に関すること。
三　金融業についての事件の審査に関すること。
四　サービス業についての事件の審査に関すること。

6　中国支所及び四国支所の審査課においては、次の事務をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号の事務及び前条第一項の事務を行うことができる。

一　独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること。
二　事件の審査に関すること。
三　排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること。
四　課徴金の徴収に関すること。

7　前各項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官四十八人以内を置く。

附　則

2　第二条の六第一項及び第五条第七項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

3　前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官五十二人以内を置く。

附　則

2　第二条の六第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の公正取引委員会事務総局組織規程第二条の六第一項の規定にかかわらず、同項に規定する審査専門官の定数は、平成三十一年六月三十日までの間においては、二百九十五人以内とする。